

NEWS RELEASE

2025年12月4日
株式会社みずほ銀行

マネー・ローンダリングの水際取締りに係る 協力に関する財務省との覚書の締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、本日、財務省（関税局長：寺岡 光博）との間で、マネー・ローンダリング（※）の水際取締りを目的とした覚書を締結しました。

貿易を利用したマネー・ローンダリングは、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に關係する全ての当事者の利益に深刻な悪影響を及ぼす恐れがあります。これらの不正行為は、金融機関を通じて行われる可能性もあります。

みずほ銀行は、お客さまを金融犯罪の被害から守り、国内のみならず海外の金融犯罪の防止に貢献するため、本協定に基づき財務省関税局と協力関係を一層強化します。税関とみずほ銀行は、貿易取引に関する課題と問題点の相互理解を深め、迅速な捜査や被害拡大防止に向けて連携してまいります。

【合意事項】

- (1) 財務省関税局とみずほ銀行との協力関係を強化すること。
- (2) 税関及びみずほ銀行が抱える課題と問題点の相互理解に努め、
両者の有意義な情報交換を促進すること。

※ 輸出入取引等を悪用して、犯罪収益の出所を隠し「きれいな資金」に見せかける手法

以上